埼玉県婦人相談センター会計年度任用職員(生活支援員)

募集要領

埼玉県では、次のとおり埼玉県婦人相談センター(令和6年4月1日から男女共同参画推進センター支所)に勤務する会計年度任用職員(生活支援員)を募集します。

- 1 職務内容・募集人員等
- (1)募集職種 生活支援員
- (2)募集人員 3名
- (3) 勤務場所 埼玉県男女共同参画推進センター支所(さいたま市内)
- (4) 職務内容

埼玉県立の女性支援施設利用者(女性・同伴児童)への生活支援業務

※夜勤の回数:3~4回/4週間

※夜勤の体制:常勤職員1名と生活支援員1名で対応

(5) 任期

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

2 応募資格

下記(1)及び(2)の要件を満たすとともに、意欲を持って職務にあたることができる方(年齢は問いません)。なお、選考に当たっては(3)に挙げる経験や資格を有する方を優先します。

- (1) パソコンの基本的な操作ができる方
- (2) 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項のいずれかに該当する人は応募 できません。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けること がなくなるまでの人
 - イ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を 暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入し た人
- (3) 次のア、イのいずれかを経験又は資格を有する者
 - ア 老人福祉施設などの社会福祉施設での勤務経験を有する方
 - イ 介護福祉士、社会福祉士、ケアマネージャー、保育士等の資格を有する方

3 勤務条件

(1) 勤務日

週4日(土曜・日曜・祝日・年末年始を含む)・週29時間

(2) 勤務時間

ア 1日7時間15分(8:45~17:00(休憩時間60分を除く))

イ 1日7時間15分(10:45~19:00(休憩時間60分を除く))

ウ 2日14時間30分(16:45~9:15(休憩時間60分×2回を除く)) ア〜ウのローテーション。(変則シフト制勤務です。勤務日、勤務シフトについては、4週間ごとに所属長が指定します。)

(3)報酬

月額173,800円~193,400円

※報酬は、学歴・経験等を考慮の上、決定します。

※報酬額は、令和6年4月1日時点のものです。一般職の常勤職員の給与改定等 を踏まえ、報酬額が改定となることがあります。

(4) 諸手当

期末手当:報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額

(5)交通費

実費相当分を支給(県の規定による。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(6) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限ります。

- (7) 有給休暇: 年次休暇10日(初年度)・夏季休暇4日(6月から10月の期間内) (変更される場合があります。その他は県の規程による。)
- ※ 「3 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合 は、その定めによるところにより変更します。
- ※令和6年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用されなかったりする場合があります。

4 選考方法

- (1) 1次審査:提出書類による書類審査
- (2) 2次審査: 1次審査の合格者を対象に面接を実施します。 面接は、埼玉県庁舎内の会場で令和6年2月下旬ごろを予定しています。 詳細は追って連絡します。
- (3) 結果については、面接後10日以内に発送します。

5 提出書類

(1) 履歴書(様式第1号)、身上書(様式第2号)

- ※1次審査の結果と面接の日程を連絡するため、平日の昼間に連絡が確実にとれる 電話番号を記入してください。
- (2) 職務経歴書(様式任意、パソコンでの作成可)
- (3) 「2 応募資格」の(1)を充足することを証するもの(写し)
- (4) 結果通知・履歴書等返却用封筒 結果通知及び履歴書等返却用として、定形郵便物で送付できる封筒に414円 分(簡易書留料金320円、通常郵便料金94円)の切手を貼り、あらかじめ、 郵送先となる自分の郵便番号・住所・氏名を記入してください。

6 申込期限等

(1) 申込方法

応募書類を「7 応募・問い合わせ先」まで郵送してください。

封筒の表に、「会計年度任用職員(生活支援員)応募」と朱書し裏面にご自分の住所、 氏名を明記してください。

- (2)提出は、郵送又は持参となります。(電子メール及びFAXでの応募は御遠慮ください。)
- (3) 郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については責任を負いません
- (4) 持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後 5時15分までです。
- (5)受付期間

令和6年1月29日(月)~令和6年2月16日(金)(必着)

7 応募・問い合わせ先

埼玉県 県民生活部 人権·男女共同参画課

7330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

TEL 048-830-2925

FAX 048-830-4755